貸金庫規定

越智今治農業協同組合

第1条 格納品の範囲

- (1)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - a 公社債券、株券その他の有価証券
 - b 貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - c 貴金属、宝石その他の貴重品
 - d 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - a 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点 からリスクの高いと考えられるもの
 - b 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第2条 利用目的の確認

- (1)貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の当組合立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第3条 重量制限

貸金庫への格納物の重量は、20kg以下とします。

第4条 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日の属する月の翌月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1か月間継続されるものとします。継続後も同様とします。

契約の継続にあたり、格納品が第1条の範囲に収まっていることを当組合所定の書面にて 確認します。

第5条 使用料

- (1)貸金庫の使用料は、別紙料金表記載の金額により当月分を支払うものとし、毎月1日 (休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、 同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約 期間は1か月分の使用料を支払うものとし、契約日の属する月の翌月1日(休日の場合 は翌営業日)に、上記の方法に準じて使用料に充当します。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

なお、使用料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表します。

(3) 契約期間中に解約があったときでも使用料は返戻しません。

第6条 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借 主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。

第7条 貸金庫の開閉等

- (1)貸金庫の開庫は、借主が、自動貸金庫操作機(以下「操作機」といいます)に当組合が 発行した貸金庫ご利用カード(以下「カード」といいます)を挿入し、届出の暗証をボタ ンにより操作のうえ正鍵を使用して行ってください。閉庫のときは、必ず正鍵で施錠し、 操作機の返却ボタンを押してください。
- (2) 代理人が貸金庫の開閉を行う場合には、借主本人から代理人の氏名および暗証を届け出てください。この場合、当組合は代理人用カードを発行します。なお、代理人用カードによる貸金庫の開閉についても、この規定を適用します。
- (3) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。

第8条 届出事項の変更等

- (1) カードまたは印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。カードおよび正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第9条 カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い

- (1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした 後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあり ます。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってく

ださい。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(3) カードを失った場合は、カードの再発行費用を支払ってください。その後、当組合所 定の手続に従って処理します。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第10条 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見 人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見 人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任 がされているときにも、(1)・(2) と同様に、当組合に届け出てください。
- (4)(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届け出てください。
- (5)(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第11条 貸金庫故障時の取扱い

停電、 故障等のためカードによる貸金庫開閉ができないときは、当組合所定の貸金庫開閉 依頼書に必要事項を記入のうえカードとともに窓口に提出してください。

第12条 暗証照合、印鑑照合等

- (1)操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証と届出の暗証と の一致を確認のうえ貸金庫を開庫しました場合には、カードまたは暗証につき偽造、変 造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負 いません。なお、操作機の故障等の場合に、窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉 依頼書に記入された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ貸金庫を開庫しました場合 についても同様とします。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を もって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽 造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負 いません。
- (3)(1)・(2)において使用されるカードおよび正鍵について、当組合は確認する義務を 負いません。

第13条 損害の負担等

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金 庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。こ のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第14条 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第15条(3)a、b、cのいずれにも該当しない場合に使用することができ、これらの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第15条 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、 正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡し てください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、こ のほか第9条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - a 借主が使用料を支払わないとき。
 - b 借主について相続の開始があったとき。
 - c 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
 - d 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき。
 - e カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき。
 - f 借主または代理人がこの規定に違反したとき。
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに(1)と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。
 - a 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - b 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - (a) 暴力団
 - (b) 暴力団員
 - (c) 暴力団準構成員
 - (d) 暴力団関係企業

- (e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (f) その他前各号に準ずる者
- c 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用をき損し、または当 組合の業務を妨害する行為
 - (e) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認め る行為
 - (f) その他前各号に準ずる行為
- (4)(1)から(3)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間 の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を支払ってく ださい。この場合、当組合はこの使用料相当額を明渡しの日に第5条(1)の方法に準 じて自動引落しすることができるものとします。
- (5)(1)から(3)の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。 なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分 代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、 当組合から請求がありしだい支払ってください。

第16条 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第17条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の 異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすること ができるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第18条 譲渡、転貸等の禁止

- (1)貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) カードおよび鍵は譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第19条 規定の変更等

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上(2026年2月1日現在)

別表

全自動貸金庫料金表

タイプ	サイズ			月間使用料(消費税抜)	
	幅	奥行き	高さ	組合員	組合員以外
6cm タイプ	26cm	35cm	6cm	1,000 円	1,200 円
10cm タイプ			10cm	1,200 円	1,400 円

- ※ 2函以上ご契約の場合は、2函目からの使用料を2割引とします。
- ※ 月間使用料には、別途消費税が必要です。